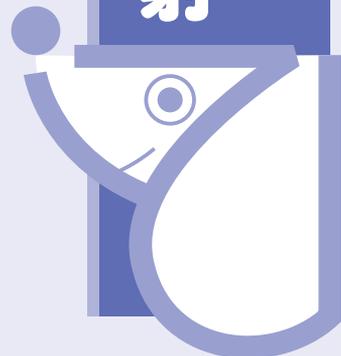


犬の登録と 狂犬病予防注射



● 犬の登録

犬を飼うときは、30日以内に飼い犬を登録してください（※生後間もない場合は、生後90日を経過した日から30日以内）。なお、交付された鑑札は、飼い犬の身につけてください。

◇登録手数料は3,000円です。

※犬の死亡・失踪・飼主情報の変更については、その都度届出が義務となっています。町へ届出をしてください。

● 飼い犬の所在地 変更について

狂犬病予防法第4条4項に基づき、犬の所在地等を変更したときは、所在地を管轄する市町村に届け出なければなりません。現在、浪江町に登録していることにより、ご不

便な点も多いと思われるかもしれませんが、避難先の自治体へ犬の異動手続きを行うことで、避難先での集合注射などのサービ

スを受けたり、避難先の自治体から注射済票を発行することができま

す。 ※飼い主様の異動ではなく、犬の登録の変更または新規の登録手続きになりますのでご注意ください。

● 狂犬病予防注射

※生後91日以上の飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

※登録されている犬の飼い主様へ4月にハガキをお送りしますので、当日必ずご持参ください。持参しない場合、手続きに時間がかかることがあります。

※平成28年度の狂犬病予防注射は、昨年同様、仮設住宅

と役場二本松事務所前で実施します。（下記参照）

※浪江町の登録犬も双葉町、大熊町、富岡町、榎葉町、葛尾村の各仮設住宅での集合注射を受けることができます。日程は、各町村に確認してください。

《注意！》

他町村の仮設住宅で集合注射を受けた場合、狂犬病注射済票は交付されません。病院等で受けた場合と同様に、注射証明書を役場生活支援課までお持ちいただくか、ご郵送くださるようお願いいたします（役場各出張所でも受け付けますが、注射済票は後日郵送となります）。

◇注射料金は2,650円です。釣りのないようご協力ください。
◇平成28年度の注射済票交付手数料は無料です。

4月21日(木)	
福島市	
9時30分～9時40分	さくら応急仮設住宅(双葉町仮設)
10時10分～10時25分	笹谷東部応急仮設住宅
10時40分～10時55分	北幹線第一応急仮設住宅
11時00分～11時10分	北幹線第二応急仮設住宅(双葉町仮設)
桑折町	
11時30分～11時45分	桑折駅前応急仮設住宅
南相馬市	
14時20分～14時35分	八方内応急仮設住宅

4月22日(金)	
二本松市	
8時30分～8時40分	杉田農村広場応急仮設住宅
9時00分～9時15分	杉内多目的運動広場応急仮設住宅
9時45分～10時00分	安達運動場応急仮設住宅
10時15分～10時25分	郭内公園応急仮設住宅
10時35分～10時45分	岳下住民センター応急仮設住宅
本宮市	
11時20分～11時30分	恵向公園応急仮設住宅
13時30分～13時40分	高木公園応急仮設住宅
13時50分～14時05分	石神第一応急仮設住宅
二本松市	
14時30分～14時50分	浪江町役場二本松事務所駐車場奥

☎生活支援課 ☎0243(62)0123(代表)